

沖縄防衛局次長等の専決及び代決に関する規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局次長等の専決及び代決に関する規則

改正 平成21年4月1日沖縄防衛局達第3号  
平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号  
平成23年3月31日沖縄防衛局達第2号  
平成24年4月6日沖縄防衛局達第1号  
平成26年7月16日沖縄防衛局達第3号  
平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号  
平成28年4月1日沖縄防衛局達第2号

(通則)

第1条 沖縄防衛局長（以下「局長」という。）の決裁事項についての専決及び代決は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「専決」とは、常に局長に代わって局長の決裁事項のうち特定事項について決裁することをいい、「代決」とは、局長又は専決すべき者が出張、休暇その他の理由により不在であって、かつ、当該事項が至急に処理されなければならない場合にそれらの者に代わって当該事項について決裁することをいう。

(次長専決事項)

第3条 次長の専決事項は、重要又は異例に属するもの及び別表に掲げるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 沖縄防衛局達の解釈
- (2) 局務についての企画立案及び総合調整

(部長等専決事項)

第3条の2 部長、会計監査官及び労務管理官（以下「部長等」という。）の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、別表に掲げるとおりとする。

(代決)

第4条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

局長	次長
次長	部長等
総務部長及び会計監査官	総務課長
企画部長、調達部長及び管理部長	部次長
労務管理官	労務対策官

2 代決を行った者は、当該事項が重要又は異例に属するものであるときは、速やかにその権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日沖縄防衛局達第2号）

この達は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（平成24年4月6日沖縄防衛局達第1号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成26年7月16日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成26年7月16日から施行する。

附 則（平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日沖縄防衛局達第2号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条の2関係）

1 部長等共通専決事項

- (1) 陳情等の処理
- (2) 依頼、照会、進達、通知、回答、証明及び協議の実施
- (3) 調査・統計の作成及び報告並びに資料の収集及び送付
- (4) 登記嘱託
- (5) 不動産登記簿謄本等公的機関の発行する証明書等の交付申請及び閲覧申請
- (6) 定例報告の提出

2 総務部長専決事項

- (1) 法令、規則及びこれに準ずる通達等の周知
- (2) 自衛隊に属する航空機へのとう乗依頼
- (3) 通勤手当（昭和33年人事院規則9-24）第4条第1項の規定による通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の決定又は改定
- (4) 住居手当（昭和49年人事院規則9-54）第7条第1項の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の決定又は改定
- (5) 扶養手当（昭和60年人事院規則9-80）第4条第1項の規定による扶養届に係る事実及び扶養手当の認定
- (6) 単身赴任手当（平成2年人事院規則9-89）第8条第1項の規定による単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任の決定又は改定
- (7) 児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（平成24年防衛省訓令第13号）第1条の規定による児童手当の受給資格及び額の認定並びに児童手当の支給に関する事務
- (8) 沖縄防衛局に勤務する自衛官の身分証明書の再交付に関する事務
- (9) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第9条の規定による健康診断の実施
- (10) 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第34条の規定による報告
- (11) 特別昇給の実施報告（任命権が局長に委任されているものに限る。）
- (12) 局内研修の計画及び実施
- (13) 勤勉手当予算額調書の報告及び勤勉手当支給額調書の報告
- (14) 職員の応援派遣に係る兼補解除の内申及び兼補解除
- (15) 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。）第22条第2項の規定による所轄財務局長への通知及び引き継ぎ並びに同条第3項の規定による用途廃止事務及び所轄財務局長への通知（庁舎及び職員の宿舍に供される行政財産に限る。以下16号から30号まで同じ。）
- (16) 国有財産取扱規則第25条の規定による所轄財務局長への通知
- (17) 国有財産取扱規則第27条第1項の規定による所轄財務局長との協議
- (18) 国有財産取扱規則第28条の規定による所轄財務局長への通知

- (19) 国有財産取扱規則第29条の規定による防衛大臣への報告
- (20) 国有財産取扱規則第30条第2項の規定による価格の算定
- (21) 国有財産取扱規則第32条第1項の規定による所轄財務局長への通知
- (22) 国有財産取扱規則第33条の規定による防衛大臣への報告
- (23) 国有財産取扱規則第34条の規定による立入通知
- (24) 国有財産取扱規則第35条第2項の規定による防衛大臣への報告
- (25) 国有財産取扱規則第36条第1項の規定による台帳登録事務
- (26) 国有財産取扱規則第37条第2項の規定による台帳附属図面の整理等
- (27) 国有財産取扱規則第42条第1項の規定による防衛大臣への送付
- (28) 国有財産取扱規則第43条第1項の規定による防衛大臣への送付
- (29) 国有財産取扱規則第44条第1項の規定による防衛大臣への送付
- (30) 国有財産取扱規則第45条第1項の規定による防衛大臣への送付
- (31) 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第8条の2第3項の規定による設置計画の変更
- (32) 国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎の設置
- (33) 国家公務員宿舎法第14条の規定による有料宿舎貸与者の選定
- (34) 国家公務員宿舎法第15条第1項の規定による宿舎使用料の決定
- (35) 国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「宿舎法施行規則」という。）第9条の規定による宿舎貸与の承認
- (36) 宿舎法施行規則第10条の規定による同居の承認
- (37) 宿舎法施行規則第16条第3項の規定に基づく公用部分による有料宿舎の使用料の調整に係る所轄財務局長との協議
- (38) 宿舎法施行規則第21条第2項の規定による模様替等の工事の承認
- (39) 宿舎法施行規則第24条の規定による明渡猶予の承認
- (40) 宿舎法施行規則第26条の規定による損害賠償金の請求
- (41) 宿舎法施行規則第27条第1項の規定による管理人の選任
- (42) 国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和34年大蔵省訓令特6。以下「宿舎事務取扱準則」という。）第14条の規定による合同宿舎貸与要求書の提出
- (43) 宿舎事務取扱準則第15条の規定による合同宿舎の使用料を控除すべき支出官等の異動の通報
- (44) 人件費等支給実績、光熱水料支出実績及び超過勤務手当庁費事項別支出実績の報告
- (45) 修繕、模様替及び仮設物の設置承認等に係る事務（庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産に限る。）
- (46) 工事の実施細目について（防整技第15551号。27.10.1。）の別紙（以下「工事实施細目」という。）第6条の規定による入札状況の報告等
- (47) 建設工事に係る競争参加資格の受理に関する事務
- (48) 建設工事に係る各種証明
- (49) 防衛省内部部局及び地方防衛局の訴訟事務処理要領について（官文第82

51号。19.8.29)に基づく事務(同要領第7第1項、第13及び第14に係る事務を除く。)

### 3 企画部長専決事項

- (1) 在沖米軍の演習に係る県及び市町村等への通報(局長の指定するものを除く。)
- (2) 防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則(平成19年防衛施設庁告示第9号)第6条の規定による報告書の提出
- (3) 防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則(平成19年防衛省訓令第80号。以下「取扱規則」という。)第4条第1項の規定による補助事業等の内定通知
- (4) 取扱規則第9条の規定による防衛大臣への報告
- (5) 飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令(平成19年防衛省訓令第89号。以下「移転実施訓令」という。)第4条の規定による建物等調書の作成
- (6) 移転実施訓令第12条の規定による土地調書及び土地境界確認書の作成
- (7) 移転実施訓令第21条の規定による地方協力局長への報告
- (8) 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第17条第1項第3号ホに規定する証明書の交付

### 4 調達部長専決事項

- (1) 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。)第8条第3項の規定による工事実施計画書の作成(1件につき5,000万円以下の工事に限る。)
- (2) 取得等訓令第10条第1項の規定による変更実施計画書の作成(1件につき5,000万円以下の工事に限る。)
- (3) 取得等訓令第28条の規定による契約締結の報告等事務
- (4) 取得等訓令第30条の規定による完成報告等事務
- (5) 提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令(平成20年防衛省訓令第35号。以下「提供施設整備訓令」という。)第6条第2項の規定による整備工事実施計画書の作成(1件につき5,000万円以下の工事に限る。)及び提出等事務
- (6) 提供施設整備訓令第8条第1項の規定による整備工事変更実施計画書の作成(1件につき5,000万円以下の工事に限る。)及び提出等事務
- (7) 提供施設整備訓令第9条の規定による契約締結・完成報告等事務
- (8) 建設工事の実施に係る工事設計書等(積算価格内訳明細書を除く。)の作成
- (9) 積算価格内訳明細書(別紙明細書、代価表等を含む。)に係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第1項の決定
- (10) 工事実施細目第15条の規定による工事費等流用報告事務

- (11) 工事実施細目第16条の規定による瑕疵補修の請求及び内容の通知
- (12) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第70条から第73条までの規定による認可の申請及び届出
- (13) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築工事届出及び建築物除却届出の提出
- (14) 建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知及び同条第16項の規定による工事完了の通知
- (15) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条の規定による道路位置の指定の申請
- (16) 河川法（昭和39年法律第167号）第23条から第27条までの規定による占用協議等
- (17) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の規定による占用協議
- (18) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による占用許可願等の申請
- (19) 水道法（昭和32年法律第177号）第33条の規定による水道の布設工事に関する申請
- (20) 消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の規定による許可申請等
- (21) 消防法第17条の3の2の規定による消防の用に供する設備等の設置に関する届出
- (22) 沖縄県浄化槽取扱要綱第3条の規定による浄化槽の設置に関する届出
- (23) 沖縄県赤土等防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第9条第1項及び第2項の規定による通知
- (24) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条の規定による届出及び報告
- (25) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出を要する行為の通知
- (26) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の規定による同条各号に掲げる行為に伴う事務
- (27) 建設工事の実施に伴う手数料の納付及び免除申請に係る事務
- (28) 前各号に掲げるもののほか、建設工事の実施に係る関係法令等の規定に基づく届出等に係る事務

## 5 管理部長専決事項

- (1) 別表第1項第2号に関すること（ただし、支出負担行為の原因となるものを除く。）
- (2) 別表第1項第3号に関すること（ただし、実施計画書の作成を除く。）
- (3) 駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号。以下「駐留軍損失補償訓令」という。）第14条の規定による地方協力局長へ

の報告

- (4) 駐留軍損失補償訓令第26条の規定による地方協力局長への報告及び関係知事へ通知
- (5) 自衛隊の訓練等に必要制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第63号）第26条の規定による地方協力局長への報告及び関係知事への通知
- (6) 特別損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第64号）第8条第2項の規定による防衛大臣への報告及び市町村長への通知
- (7) 在沖米軍の演習に係る県及び市町村等への通報（局長の指定するものを除く。）
- (8) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する訓令（平成19年防衛省訓令第105号）第7条第2項に規定されている給付金及び同訓令第8条の規定で準用されている特定給付金の防衛大臣への報告
- (9) 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく特定跡地給付金の支給に関する訓令（平成19年防衛省訓令第125号）第7条第2項の規定による防衛大臣への報告
- (10) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第8条第1項の規定による普通財産の授受
- (11) 測量法（昭和24年法律第188号）第26条の規定による測量標の使用承認申請
- (12) 測量法第29条及び第43条の規定による測量成果の複製の承認事務
- (13) 測量法第30条第1項の規定による測量成果の使用承認申請
- (14) 測量法第36条の規定による計画書の提出
- (15) 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号。以下「取扱訓令」という。）第14条第3項の規定による所轄財務局長への通知及び防衛大臣への報告
- (16) 取扱訓令第15条の規定による使用承認申請（新規事案を除く。）
- (17) 国有財産取扱規則第11条の規定による土地及び建物以外の財産の取得事務及び防衛大臣への提出（庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産に係るものを除く。以下第18号から第27号まで同じ。）
- (18) 国有財産取扱規則第20条の規定による部局間の使用事務及び防衛大臣への報告
- (19) 国有財産取扱規則第21条第4項の規定による継続使用（無償使用に限る。）の処理及び第6項の規定による防衛大臣への報告及び所轄財務局長への通知
- (20) 国有財産取扱規則第32条第1項の規定による防衛大臣への報告及び所轄財務局長への通知
- (21) 国有財産取扱規則第33条の規定による防衛大臣への報告

- (22) 国有財産取扱規則第35条第2項の規定による防衛大臣への報告
- (23) 国有財産取扱規則第36条第1項の規定による台帳登録事務
- (24) 国有財産取扱規則第42条の規定による国有財産増減及び現在額計算書等の作成及び防衛大臣への送付
- (25) 国有財産取扱規則第43条の規定による国有財産見込現在額報告書等の作成及び防衛大臣への送付
- (26) 国有財産取扱規則第44条の規定による国有財産無償貸付状況報告書等の作成及び防衛大臣への送付
- (27) 国有財産取扱規則第45条第1項の規定による庁舎等使用現況及び見込報告書の作成及び防衛大臣への送付
- (28) 駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第75号。以下「引渡し等に関する訓令」という。）第14条の規定による利用あつせん公告
- (29) 引渡し等に関する訓令第15条の規定による所轄財務局長へのあつせん
- (30) 引渡し等に関する訓令第18条の規定による地方協力局長への報告
- (31) 引渡し等に関する訓令第24条第2項の規定による地方協力局長への提出
- (32) 引渡し等に関する訓令第31条の規定による地方協力局長への提出
- (33) 防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令（平成19年防衛省訓令第78号。以下「普通財産取扱訓令」という。）第25条の規定による普通財産取得報告書の作成及び防衛大臣への送付
- (34) 普通財産取扱訓令第29条の規定による所轄財務局長への通知及び防衛大臣への報告
- (35) 提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132号。以下「工事の事務処理訓令」という。）第10条の規定による作成及び地方協力局長への提出並びに整備計画局長への送付
- (36) 工事の事務処理訓令第11条、第17条及び第18条の規定による作成及び地方協力局長への提出
- (37) 在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて（財理第1322号。平成13年3月30日）第2-1-(2)-ハの規定による関係部局等の長への使用承認申請（継続使用に限る。）
- (38) 在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて第2-1-(2)-ニの規定による使用条件承諾書の承諾及び送付（継続使用に限る。）
- (39) 租税特別措置法施行規則第14条第5項第5号及び同項第5号の5に規定する証明及び交付
- (40) 駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第76号）第50条第1項に規定する財産使用確認書等の作成
- (41) 供託書関連の閲覧申請及び供託金以外の訂正事務
- (42) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施



に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項及び土地収用法第136条第1項の規定に基づく代理人の承認並びに収用委員会への通知

- (43) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第15条第4項及び同法施行令（昭和27年政令第149号）第5条第2項の規定に基づく所有者等への承認並びに同法第15条第5項の規定に基づく収用委員会への通知

## 6 労務管理官専決事項

- (1) 駐留軍労働者の雇入れ、昇格その他の人事及び雇用の終了に関する訓令（平成19年防衛省訓令第112号）第2条から第6条に基づく事務
- (2) 駐留軍等労働者の給与及び旅費に関する訓令（平成19年防衛省訓令第113号）に基づく事務
- (3) 駐留軍等労働者の福利厚生業務の委託に関する訓令（平成19年防衛省訓令第116号）に基づく事務